

Q1 地域資源発掘型プログラム事業は助成金ですか。

助成金ではありません。本事業は、企画案を募集し、審査の結果、採択した企画案について、別途公募型企画提案（プロポーザル）方式による審査を行い、事業実施者を決定します。助成金は、今後の事業活動に向けた経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付するものですが、本事業では、事業実施後、事業実施者より委託が完了したことを示す書類などを提出していただき、それに基づき、観光財団から事業実施者に対して契約金額を支払います。

Q2 複数の企画案を申請することは可能ですか。

異なる事業であれば、複数の事業を申請することは可能です。

Q3 同じ事業を、実施場所を変えて申請することは可能ですか。

実施場所が異なるだけでは同じ事業を申請することはできません。

Q4 広域とはどのような地域を対象としていますか。

県をまたぐが隣り合っている区市町村、姉妹都市、同様の観光資源を持つ自治体と共同で事業の実施を希望するなどを想定していますが、特に地域の指定はありません。
ただし、実施に当たっては、都内での事業実施が中心となる必要があります。

Q5 応募対象者について、NPO 法人、大学等は都内に所在している必要がありますか。

申請に当たって都内である必要はありませんが、「主たる提案者」になることはできません。
「共同提案者」として申請してください。

Q6 上限増は、企画案が採択されれば全て認められますか。

審査で要件を満たしているもののみ上限増を認めるため、採択された場合でも全て認められるわけではありません。採択結果を通知する際に認められた上限増要件を合わせて通知します。

Q7 広域も上限増になりますか。

上限増は単域のみです。

Q8 過去にどの程度選定されたか、事業数を教えてください。

事業数は公表しておりませんが、過去の募集ページに、その前の回の採択事業数を掲載しておりますので、ご覧ください。

Q9 広域 b における都外での事業実施について、どの程度都内で主体となって事業を行えば、都外での事業実施も可能ですか。

都内事業と都外事業の経費割合が都内の方が多い、都内の団体等が主体となり、事業を行う場合などに対象となります。

Q10 1 年目として事業を実施し、結果が芳しくない場合は、次年度以降実施しないことは可能ですか。

「事業化」(収益を得て、自力で事業活動を継続できる体制構築)を目的としない事業は、対象外です。継続に向けて具体的な計画を策定の上、申請してください。

Q11 広報・PR、消耗品の購入などの経費割合が著しく高く、これらが主目的とみなされるものとは、こういった場合をさすのでしょうか。

事業目的を勘案しながら、事業費の半分以上を上記経費が占める場合などを指します。

Q12 企画案の提案者は事業実施者になることができますか。

原則企画案の提案者は、実施事業者を決定する公募型企画提案（プロポーザル）方式による審査に応募することができません。ただし、地域観光において継続的に中心的な役割を担う、観光協会においては、募集要領記載の要件を満たす場合に限り、応募を可能とします。

Q13 応募要件に、「事業の実施に当たって必要な許認可等を取得し、関係法令を遵守すること。」と記載されていますが、採択後に許認可等を取得予定です。その場合は、申請できないでしょうか。

申請時に許認可の取得ができていなくても申請は可能ですが、事業開始時に確実に事業を実施できるよう、事前に関係機関等に確認・調整の上、申請してください。

Q14 推薦書は、都内のほか都外で事業を実施する場合、都外の推薦書も必要ですか。

必要です。申請時に、事業を実施する場所全ての推薦書を提出してください。

Q15 指導を希望する専門家はどのように探せばいいですか。また指導を受ける際の費用はどのような扱いとなりますか？

下記のサイト「東京都観光まちづくりアドバイザー人材バンク」から「対象地域」や「専門領域」等をもとに適切な人材をお探してください。

<https://www.tokyo-adviser.jp/>

指導を受ける際に必要な費用は財団で負担いたします。